

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託 提案依頼書

1. 業務の名称

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託

2. 本契約の目的

多摩市道路交通課が管理する橋梁175橋は、昭和 46 年から昭和 55 年の 10 年間に、多くが架設されている。今後、これらの橋梁は供用年数が 50 年を超える高齢化を迎え、維持管理費用の増大等が懸念されていた。そこで計画的に補修等を実施する予防保全型の維持管理へ転換し、ライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図ることを目的に令和元年より、定期点検、補修設計ならびに長寿命化修繕計画の改定業務を一括して、5年間の長期包括委託を実施してきた。

橋梁に関しては、包括事業により健全性の回復が促進し、予防保全型の管理への転換が進みつつあるが、一方で、他の道路施設に関しては未だ対症的な管理に留まっており、道路利用者の安心・安全を確保するためには、計画的な維持管理への転換が急務である。

本事業は、道路施設の維持管理において橋梁に加え、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁も対象に包括的民間委託として実施することで、これらの施設の維持管理の課題を解決し、予防保全型の維持管理への転換を目指すと共に効率的・効果的な維持管理の体制を構築することを目的とする。

3. 業務概要

点検により多摩市内の橋梁、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁の状態を把握し、メンテナンスにおける現状の課題を認識するとともに、これらの施設のメンテナンスサイクルにおける各ステップの効率化・高度化を図り、安全な道路施設の供用を持続するための、総合的かつ最適な道路マネジメントシステムを構築する。

【対象橋梁数(詳細は別紙一覧参照)】

橋梁 175 橋

ボックスカルバート 12基

張出し歩道 2箇所

擁壁 6箇所

4. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の件名

本提案書における契約の件名は、橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託（以下、業務委託）という。）とする。

(2) 内容

「橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託 標準要求書」のとおりとする。

(3) 委託先の選定

業務委託の委託事業者の選定は本提案依頼書による企画提案等について審査し、その総合評価により決定する。なお、具体的な審査の方法については、本提案依頼書「審査方法」に示す。

(4) 委託契約の期間

契約締結日～令和 11年 3 月 31 日

(5) 契約予定日

令和6年4月1日

(6) 履行場所多摩市内

(7) 契約仕様

最終的な契約仕様については、標準要求書及び本提案依頼に基づき事業者から提案された内容をもとに市と事業者の協議の上、決定する。

5. 支払い方法

年度ごとの年1回払いとする。

6. 審査方法

審査方法は、提出された提案書に基づき、別に設置する「橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託プロポーザル方式に係る審査委員会」（以下「審査会」という。）において行う。

事業者選定は、公募型プロポーザル方式とし、あらかじめ事業の内容及び参加資格などを公示し提案書の提出を求めた上で提案書の提案内容の審査及び評価を行い、選定した業者を多摩市指名業者選定委員会に付議するものとする。

審査方式は二段階方式とし、第一次審査では、提出された書類の書類選考を実施し、審査会において提案書の確認及び採点を行い、その得点の上位3者を第一次審査通過者とする。第二次審査では第一次審査を通過したものによる提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査会において採点を行う。

最適受託候補者並びに次席者は一次審査と二次審査の合計点数の高い順に選定する。

7. 参加申し込みに関する事項

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおりに参加申込書等を提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者概要調書（様式 2）

ウ 業務実績調書（様式 3 の 1～様式 3 の 5）

橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務、橋梁補修設計業務、道路施設点検・調査（ボックスカルバート・擁壁）（同一契約の業務でなくてよい）の実績について、内容及びそれぞれの契約金額を記載すること。なお、対象となる実績は東京都・神奈川県・埼玉県内の自治体（市区町村）における直近10年（平成25年4月1日から令和5年3月31日）とする。

また、橋梁点検・補修設計・長寿命化計画を長期包括的に1業務で実施した業務実績（契約中も可）があれば加点するため、実績を有している際は記載すること。

エ 配置予定技術者調書（様式 6-2）

募集要項 3. 参加要件（4）に示す保有資格の写し

オ 法人税の納税証明書

法人税を滞納していないことの証明書

(2) 提出方法

事前連絡の上、直接持参とする。

(3) 提出期限

直接持参：令和5年11月6日（月）17時まで（必着）

受付時間は開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土日・祝日は除く）

(4) 提出場所

各提出書類の提出先及び問い合わせ先を参照のこと

(5) 提出部数

正副各1部を紙媒体で提出すること

(6) 参加決定

参加申込書を提出した者のうち、参加要件を満たしたと判断する者には参加決定を、令和5年11月16日以降に文書で通知する。なお、参加決定の通知をもって、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

8. 提案書に関する事項

(1) 提出書類

参加が決定した者は、以下のとおりに提案書等を提出すること。

ア 企画提案提出書（様式4）

イ 提案書（任意様式、ただし原則としてA4縦版の文書形式で図や表、フロー等を使用し、4ページ以内とする）

ウ 提案価格見積書（様式5）

費用積算の内訳は業務項目ごとに任意様式により別途提出すること。

エ 配置予定技術者調書（様式6の1～様式6の4）

(2) 提案書の依頼内容

「提案書の記載内容」を参照のうえ、標準要求書の内容に沿って、最も適した提案をすること。

(3) 提案に関わる費用

提案に関わる費用は、全て参加事業者の負担とする。

(4) 提出日

令和5年12月20日（水）17時までとし、それ以降は受け付けないこととする。

(5) 提出部数

ア 提案書

原本1部、電子媒体1部（PDF形式CD-ROM）を提出のこと。

イ 提案価格見積書

原本1部及び電子媒体1部（PDF形式及びExcel形式のCD-ROMもしくはDVD-ROM）を提出のこと。

(6) 提出物の返却

提出された書類一式は返却しないものとする。

9. 質問に対する対応

(1) 質問の形式

本提案依頼書に関する質問は、質疑書（様式7）を電子メールに添付のうえ、「15. 各提出書類の提出先及び問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送付すること。この際に、質問の対象とする資料名、該当箇所及び回答先の記載を忘れないこと。

(2) 質問の受付期間

令和5年11月22日（水）から令和5年11月28日（火）17時までとする。

(3) 質問への回答について

質問及び質問に対する回答の内容は、質問受領後、令和5年12月5日（火）17時までに秘匿情報を除き全ての参加事業者にEメールにより通知することとする。

10. 提案書の記載内容

本提案依頼の内容を十分に理解したうえで、本市にとって、最も適した内容及び方法等を提案すること。また、提案依頼内容の各項目及び付帯する内容について、本市の抱える問題点を捉え、その解決に有用な提案等を具体的に記述すること。提案書の記載の順序は、以下の（1）～（8）の順番に沿って必ず記述すること。複数の項目にまたがるものについて、まとめて記載する場合にはそれが分かるように記述すること。

(1) 全体的な提案のポイント

総合維持管理業務について、全体的な提案のポイントを記述すること。業務を包括的に行うことによる本市にとって期待できる効果を記述すること。維持管理費の削減につながる場合には、それについて記述すること。

(2) 業務の内容について

各業務の内容について、標準要求書の記述等に基づき以下の依頼事項について記述等すること

ア 点検業務（橋梁・擁壁・張出歩道・ボックスカルバート）における留意点と課題解決策

本市の点検業務を行う上での留意点と課題解決について貴社の考え方及び対応手法について具体的に記述すること。

イ 補修設計を行う上での留意点と課題解決策

本市の橋梁の補修設計業務を行う上での留意点と課題解決について貴社の考え方及び対応手法について具体的に記述すること。

(3) 成果物

納品する予定の成果物について全て標準要求書と異なる場合には、それについて全て記載すること。

(4) 策定スケジュール及び役割分担

多摩市が想定する策定スケジュールに対して、貴社から提案がある場合は、その内容を記述すること。また、策定スケジュールにおける貴社と多摩市との役割分担について表形式等で記述すること。

(5) 推進体制

本契約の履行にあたっての推進体制について記述すること。

(6) 連絡体制

市担当者との連絡体制について記述すること。

(7) 成果物

納品する予定の成果物について全て記載すること。

(8) 策定スケジュール及び役割分担

多摩市が想定する策定スケジュールに対して、貴社から提案がある場合は、その内容を記述すること。また、策定スケジュールにおける貴社と多摩市との役割分担について表形式等で記述すること。

11. 契約目途額

(1) 契約目途額

195,415,000-（税抜）（214,956,500（税込））債務負担 6ヵ年（令和5年度～令和10年度）
（令和5年度は0円）

本事業の業務内訳は以下の通りである。事業の円滑で合理的な遂行のため、事業内容は協議により、変更することができる。

年度	点検				橋梁 補修設計	新技術の活 用検討	修繕計画 時点更新	契約目途額 (税込) (円)
	橋梁	ボックス カルバート	擁壁	張出歩道				
R6	33橋				1橋	60橋		39,407,500
R7	27橋		6箇所	2箇所	1橋	20橋		42,587,600
R8	39橋				1橋	62橋	1式	35,750,000
R9	42橋	12箇所			1橋			61,475,700
R10	34橋				1橋		1式	35,735,700
	全175橋	全12箇所	全6箇所	全2箇所	全5橋	142橋※	1式	214,956,500

※ 新技術の活用検討については、特定の溝橋を除く142橋を対象とする。

当該年度の点検対象の橋梁以外の選定は、監督員と協議とする。

(2) 費用

費用の記述は、提案価格見積書（様式 5）により提出するものとする。

また、費用積算の根拠は業務項目ごとに、任意の様式により別途提出すること。

(3) 失格

提案価格が契約目途額を超えて提案された場合は失格とする。

12. 第一次審査（書類選考）に関する事項

書類選考は、事業者が提出する「提案書」の内容及び「提案価格見積書」に対してのみ行う。

13. 第二次審査（プレゼンテーション）に関する事項

第二次審査は令和6年2月5日に実施し、その際の順序は企画提案提出書（様式4）の提出順とする。具体的な日時等については別途通知することとする。プレゼンテーションは事業者による提案内容の説明と準備を含めて30分、その後質疑応答の時間を15分設けることとする。説明は原則として着任予定の主任技術者が行うものとする。

プレゼンテーション用の資料の投映は認めるが、内容は一次審査時に提出した提案書の内容を変えることはできない。また、プレゼンテーション時に提出書類以外の資料、書類の配布は禁止とする。

なお、スクリーン以外のプロジェクターやパソコンなどプレゼンテーション用の機材は必要に応じ事業者が用意することとする。また、審査委員会が審査をするにあたって、公平性を期すため、プレゼンテーション資料の中には、社名やロゴは記載せず、事業者自身も名札や社章等を外した上で審査を行う。なお、質問の時間が限られているので、質問には簡潔に回答すること。

14. 結果通知について

(1) 第一次審査（書類選考）

審査結果は、令和6年1月12日（金）に参加事業者に文書で通知予定である。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

審査結果は、令和6年2月27日（火）に参加事業者に文書で通知予定である。

15. 各提出書類の提出先及び問い合わせ先

(住所) 〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市役所 都市整備部 道路交通課（多摩市役所 東庁舎 2階）

(電話番号) 042-338-6864

(FAX番号) 042-337-7754

(担当者名) 多摩市 都市整備部 道路交通課 整備保全担当 浅井、岡田、豊田

(メールアドレス) tm284000@city.tama.tokyo.jp